

平成29年9月29日

各 位

株式会社 みちのく銀行

大鰯町との「空き家対策事業に関する連携協定」の締結による
〈みちのく〉空き家解体ローンの金利引下げについて

みちのく銀行（頭取 高田 邦洋）は、大鰯町と「空き家対策事業に関する連携協定」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

これにより同町の「大鰯町子育て住宅支援事業補助金交付要綱」、「大鰯町特定空家等除却事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の交付が決定された方が、「〈みちのく〉空き家解体ローン」を利用される場合につきましては、下記の通り適用金利を年2.5%から年1.7%に引下げさせていただきます。

なお、「〈みちのく〉空き家解体ローン」の取扱いにおける金利引下げの提携自治体は、弘前市、十和田市、三沢市、中泊町、平内町、八戸市、大館市に続き8例目となります。

当行は、今後も自治体との連携を深め、空き家の利活用の促進に取り組むことで地域の活性化に寄与するとともにお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

記

1. 「〈みちのく〉空き家解体ローン」の概要

商 品 名	〈みちのく〉空き家解体ローン
お 使 い み ち	ご本人またはご家族が所有する空き家の解体、リフォーム等の資金。 ※事業用建物の解体など、事業資金にはご利用になれません。
ご利用いただける方	当行各営業店の営業区域内に居住または勤務する個人で次の条件を満たす方。 ①お申込時満20歳以上で、最終ご返済時年齢が満75歳以下の方。 ②安定した収入のある方。 ※ただし、パート・アルバイトの方は対象外となります。 ③当行の審査基準を満たし、かつ保証会社の保証を受けられる方。 ※当行本支店所在地周辺（青森県、北海道、秋田県、岩手県、宮城県内のみ）にお住まいの方に限らせていただきます。
お 借 入 金 額	500万円以内（1万円単位）
お 借 入 期 間	6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）

お借入金利率 (保証料含む)	変動金利 年2.5% (店頭表示金利) 但し、 <u>当行が提携する自治体より空き家解体に関する補助金等を受給される場合、適用金利を「変動金利 年1.7%」</u> とします。 ※補助金受給に関する確認書類等を提出いただきます。
担保・保証人	原則不要です。 ※但し、(株)オリエントコーポレーションの保証となります。
手数料	繰上返済手数料および条件変更手数料は無料です。

2. 本件の取扱い開始日

平成29年10月2日 (月)

3. 取扱店

全営業店 (東京支店を除く)

以上